

令和 3 年第 2 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年2月24日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第3号	農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について	2件
議第4号	特定農地貸付の解約について	1件
報第4号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報第5号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	5件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	

15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和３年第２回農業委員会総会を開会する。

なお、本日は傍聴人の申請があったので、これを許可する。

本日は、17名全員の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、17番 日比野 敏夫 委員、1番 玉木 芳幸 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第3号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」を上程する。議第3号について事務局より説明願う。

事務局 2件。

1件目。申請者は有限会社甘原ええのお。認定農業者更新のために認定申請書の提出があったもの。現在の認定期限が3月28日までのため、3月29日からの5年間の認定申請が今回あったもの。営農活動の現状は、水稻、施設野菜、果樹、6次産業の複合経営となっているが、今後5年間も同様の営農活動を行う。年間所得の目標は現状8,800万円のところを1億円、年間労働時間の目標は現状と同様とする。生産作物の種類は現状と変わらないが、生産量を増やす計画。加工品のジャムも同様。農用地については中間管理機構から借用している農地であるが、現状は使い切っていない農地があり、目標は現状の面積と同じになっている。常時雇用者は現状7人を目標では1人増加、臨時雇用者は現状15人を3人増やす計画。今後の農業用機械の取得計画はコンバイン、トラクター各1台取得する計画がある。

2件目。申請者は農事組合法人北小木営農。法人化に伴い、新規に認定申請するもの。営農活動の現状は、稲作といも類であるが、今後は施設野菜を加える計画。年間所得の目標は現状600万円のところを900万

円、年間労働時間は 2,520 時間から 3,350 時間に増加。生産作物の種類は現状に加え新たにニンニク、アスパラガスの生産を計画。農用地については甘原ええのお同様、中間管理機構から借用している農地であるが、現状 500a を 600a に増やす計画。自然薯の生産作業の機械化や生産量を全般的に増やして給料を増やす計画。常時雇用者は現状 9 人で目標も同じ。臨時雇用者は 2 人で目標も同じ。今後の農業用機械の取得計画はコンバイン、トラクター各 1 台取得する計画がある。農業経営改善計画の認定は、農業委員会のほか農協にも意見聴取を行い、その結果を踏まえて多治見市長が認定することとなる。

議長 それでは議第 3 号について、意見があれば発言願う。

1 番 甘原ええのおの申請書について。経営管理の合理化に関する記載欄に「損益が出ないよう適正な農業経営の改善に努めていく」とあるが、「損益が出ないよう」という表現は正しいか。

事務局 「損失が出ないよう」の誤りと思われる。

議長 確認をしておくこと。

17 番 甘原ええのおの構成員について、20 代の方から 71 歳の代表まで幅広い構成となっている。世代交代を考えての構成としているのか。

議長 若い方はどんな仕事に携わっているのか。

事務局 構成員のうち、■■■さんは観光農園の責任者である。■■■さんは主にべにはっぺという品種の苺を販売している。■■■さんはマイクロ野菜の生産を行っており、若い人を中心に甘原ええのおを動かしている。

代表者の■■■さんは 70 歳を超えたこともあり代表者交代の意向も示しておられるが、代表者が変わっても甘原ええのおが今後も営農活動ができるよう考えておられる。

17 番 観光農園のいちご狩りはコロナの影響を受けているか。

事務局 観光農園の集客について、コロナの影響で団体客は激減しているが、個人客が増えており、予約が取りにくい状況。

6 番 マイクロ野菜とはどういったものか。

7 番 どちらかというと西洋料理向けで、日本料理でいうと刺身の横のつまに相当する。発芽してから大きくなる前に摘んだもの。ブロッコリースプラウトなどがスーパーで見かける。マイクロ野菜の種類は多くある。主にレストラン向けで単価が高い。

事務局 発芽して 1 センチくらいのもの。土がついたままレストランに出荷する。土があるので成長しており、1 週間ぐらい使える。現状はコロナの影響で出荷量は通常の半分となっているとのこと。

7 番 東京のスーパーでは、水耕になるが施設内に野菜工場を併設して、工場できた野菜が直接店頭に並ぶなど野菜の生産手法の多様化が進んでいる。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 3 号について採決を行う。議第 3 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 3 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 4 号「特定農地貸付の解約について」を上程する。議第 4 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。

賃貸人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■。賃借人、多治見市音羽町 3 丁目 23 番地、陶都信用農業協同組合。土地は宝町 12 丁目■■番■■、登記は田で 374 m²。市民農園の解約。既に 1 月 22 日に解約はされており、2 月 28 日が土地の引渡期限。

議長 それでは議第 4 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 レジャー農園の解約。現地確認したときは、作物は見受けられなかった。これまで農協がレジャー農園として借りていたところが地主に戻ることになる。

議長 久野委員、レジャー農園の現在の状況について把握されているか。

13 番 土地の件数としては 70～80 件ぐらいだが、区画数でいうと 600 区画、300 名ほどの利用がある。以前は定年退職後に借りる人が多かったが、最近は少なくなっている。農地の地元の方の話を聞くと、駐車場が無いため車の止め方によっては農業機械の通行の邪魔になることがある、近くの水田の水が汚れるなどの問題がある。レジャー農園の一部を駐車場にすることも検討したが、固定資産税が上がる関係で難しい。

議長 以前レジャー農園に農地の提供を JA に申し出たことがあるが、駐車場やトイレの関係で断られたことがある。

13 番 レジャー農園を利用している方が草刈りをせず、隣の農地の農家に迷惑をかけるといった問題もある。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 4 号について採決を行う。議第 4 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 4 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事案に移る。報第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を報告する。報第 4 号について説明願う。

事務局 1 件。

申請番号 1 申請人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■。土地は 2 筆あり、1 筆目は池田町 3 丁目■■■番■、畑、現況宅地、487 m²。2 筆目は池田町 3 丁目■■■番■、畑、現況宅地、650 m²。2 筆で 1,137 m²。転用目的は店舗及び駐車場・庭。既に喫茶店および駐車場の敷地となっているため始末書提出。土地を調査したところ登記地目が畑になっていたため今回申請をしたもの。

議長 報第 4 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 他に発言はないか。発言がないので報第 5 号の報告を終了する。

議長 その他議案以外で何かありましたらお願いします。

2 番 総会で多数の資料を頂いているが、どれぐらい保管すればいいのか、保管後はどのように処分すればいいのか。

事務局 目安としては 1 年程度保管いただき、廃棄時は個人情報が含まれているため、シュレッダーなどで内容が確認できないような形で処分をお願いしたい。事務局にお持ちいただければこちらで処分する。

5 番 感謝と報告。農地パトロールで、雑草が茂っている農地について事務局から刈取り依頼の手紙を出していただいたところ、5 反半ほどの広い面積だが 4 か所刈取っていただけた。その影響か分からないが近くの 1 反半ほどの田も所有者の人が刈取りを行った。事務局を通じて依頼することが有効だと感じた。

13 番 自己保全の農地について。草刈りについて年に 3 回行う人もあれば、年 1 回だけ行う人もあり、雑草の種が飛ぶときに刈っていない状況もある。通知を出すのも良いが本来は自己保全の農地について年間の計画書を出してもらうようなことをしないと状況は解決しないと考える。

5 番 子どもの背丈ほど高い雑草が生えていると安全上問題があり、手紙を出すことで適正な農地管理の第 1 歩になればよいと考える。

議長 他に発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、3 月 24 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和3年2月24日

議事録署名

17 番

1 番

議長